

野木町人事行政運営等の状況の公表

野木町の規定に基づき、平成18年度の野木町の職員人事行政等について、お知らせします。

1. 職員の任免及び職員数に関する状況

職員の任用については、選考による任用と競争試験による任用があります

【選考による任用】

- ・係長以上の職又はこれに相当するものと町長が認める職
- ・単純な労務職（運転手、用務員等）
- ・法令上の資格若しくは技能等を必要とする職（保健師、栄養士、保育士等）

【競争試験による任用】

- ・競争試験は小山ブロック市町等職員採用試験事務共同実施協議会に委託しています。
- ・選考による任用する職以外の職（事務職等）

在職・昇任の状況（一般行政職・年齢別人員）

（平成19年1月1日現在）

区分 年齢	課 長 級	課 長 補 佐	係 長	主 任	主 査	主 事	主 事 補	保 健 師	栄 養 士	保 育 士	計
60		1									1
59				1							1
58	3			1							4
57	1	2									3
56	2	1	1								4
55	4										4
54	2	3		2							7
53	6	2		1							9
52	1	4	1	3							9
51		7		2							9
50		3	2								5
49		1	7	3							11
48		1	1	4							6
47			4		1						5
46			2	3							5
45				8							8
44				2							2
43			1	3							4
42				2							2
41				2							2
40				2							2
39				3							3
38				6							6
37				1							1
36				5	1						6
35				4	1						5
34				4	2						6
33				1	4						5
32					5						5
31					1	2				1	4
30					3						3
29						1		1		1	3
28						2					2
27						2		1		1	4
26						1		1			2
25						2	1				3
24						2				1	3
23											0
22											0
21											0
20											0
19											0
18											0
合計	19	25	19	63	18	12	1	3	0	4	164

職員数・定員管理の状況

部門別職員数の状況

(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由		
		平成 17年	平成 18年				
普通会計部門	一般行政部門	議会	3	3	0	欠員不補充	
		総務	39	39	0		
		税務	13	13	0		
		労働	0	0	0		
		農林水	12	11	1		
		商工	2	2	0		
		土木	19	19	0		
		民生	25	23	2		欠員不補充、事務統合
		衛生	16	15	1		欠員不補充
	小計	129	125	4	<参考> 人口1,000人当たり職員数 4.78人 (類似団体の人口1,000人当たり職員数 5.46人)		
教育部門	50	51	1	その他			
消防部門	0	0	0				
小計	179	176	3	<参考> 人口1,000人当たり職員数 6.72人 (類似団体の人口1,000人当たり職員数 7.39人)			
公営企業等会計部門	水道	6	6	0			
	下水道	8	8	0			
	その他	8	8	0			
	小計	22	22	0			
合計	201 〔238〕	198 〔238〕	3	<参考> 人口1,000人当たり職員数 7.56人			

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2〔 〕内は、条例定数の合計である。

定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

定員適正化目標

計 画 期 間		数 値 目 標
始期	終期	2 0 2
1 4 年度	1 8 年度	

平成 2 2 年度 4 月 1 日現在における定員の数値目標

2 0 1 名(平成 2 8 年までに団塊世代の定年退職者を含め職員が 8 6 名退職予定であり、組織の機能維持を図るには、今後計画的な職員補充をしなければ行政運営に深刻な支障をきたすことが予想されます。よって、本町においては計画的な職員の補充を図りつつ、1 0 年後を見据えた数値目標を約 1 2 %の減とし、できる限りの削減を図っていきます。)

職員の離職状況

- ・ 定年退職者数 2 人
- ・ 普通退職者数 2 人
- ・ 死亡退職者数 0 人

2. 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件の状況

人件費の総額（平成18年度一般会計決算）

人口平成18年 3月31日現在	歳出額	人件費	人件費率
25,878人	7,246,424千円	1,580,908千円	21.8%

人件費には、一般職員のほか町長等特別職、議会議員、各種行政委員会等の特別職に支給される給料、報酬等が含まれています。

一般職員の給与費（平成18年度一般会計当初予算）

給料	695,157千円
職員手当	91,374千円
期末勤勉手当	292,979千円
合計	1,079,510千円

特別職の報酬、手当（平成18年4月1日現在）

区 分		給料月額等
給 料	町 長	546,000円
	助 役	589,000円
	収 入 役	570,000円
報 酬	議 長	350,000円
	副 議 長	280,000円
	議 員	260,000円
期 末 手 当	町 長 役	6月期 2.1月分
	助 役 役	12月期 1.75月分
	収 入 役	
	計	3.85月分
期 末 手 当	町 長 役	6月期 1.6月分
	助 役 役	12月期 1.75月分
	収 入 役	
	計	3.35月分

職員の平均給料月額及び平均年齢（平成18年4月1日現在）

区 分	平均給料月額	平均年齢
一般行政職（事務職員、技術職員）	359,500円	43.1歳
技能労務職（運転手、調理員）	263,700円	50.5歳

職員の初任給（平成18年4月1日現在）

区 分	支給額	
一般行政職	大学卒	170,200円
	高校卒	138,400円
技能労務職	高校卒	135,600円

職員の経験年数別・学歴別給料月額（平成18年4月1日現在）

区 分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数30年	
一般行政職	大学卒	263,350円	320,900円	357,600円
	高校卒		275,800円	335,400円

一般行政職の級別職員数の状況（平成18年4月1日現在）

区分	標準的な職務	職員数	構成比
1級	主事・技師・主事補・技師簿	4人	3.1%
2級	主事・技師	8人	6.3%
3級	主査	14人	11.0%
4級	主任	46人	36.2%
5級	係長・課長補佐	38人	29.9%
6級	課長	17人	13.4%

職員の手当状況（平成18年4月1日現在）

区 分	内 容		
扶養手当	配偶者		13,500 円
	第2子まで		6,000 円
	その他の扶養親族		5,000 円
	16歳から22歳の子1人につき		5,000 円加算
通勤手当	公共交通機関利用		運賃相当額
	自家用車など利用		2 km 以上 2,000 円から
住居手当	借 家	家賃に 27,000 円以内	
	持 家	新築・購入から 5 年間 2,500 円	
期末勤勉手当	支 給 月	期 末 手 当	勤 勉 手 当
	6 月期	1 . 4 月分	0 . 7 1 月分
	1 2 月期	1 . 6 月分	0 . 7 1 月分
	計	3 . 0 月分	1 . 4 2 月分
職制上の段階、勤務の級等による加算措置があります。			
退職手当	勤 続 年 数	自 己 都 合	定 年
	2 0 年	2 3 . 5 0 月分	3 0 . 5 5 月分
	2 5 年	3 3 . 5 0 月分	4 1 . 3 4 月分
	3 5 年	4 7 . 5 0 月分	5 9 . 2 8 月分
	最高限度額	5 9 . 2 8 月分	5 9 . 2 8 月分
定年前早期退職特別措置があります。			

特 殊 勤務手当	職員全体に占める手当支給職員の割合		7.6%
	支給対象職員1人当たり支給年額		48 千円
	手当の種類（手当数）		6
時 間 外 手 当	1 6 年度	支給総額	33,881 千円
		職員1人当たり支給年額	167 千円
	1 7 年度	支給総額	34,503 千円
		職員1人当たり支給年額	193 千円

勤務時間の状況（平成18年10月1日～現在）

- ・ 始業終業時間 午前8時30分～午後5時30分
勤務の特殊性がある場合は、別に勤務時間を定めます。
- ・ 休憩時間 午後12時00分～午後1時

年次有給休暇

- ・ 一の年度において、20日以内
- ・ 取得状況 平均使用日数10.2日

特別休暇

【概要】特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他特別の事由により勤務しないことが相当と認められる場合における休暇

・取得状況

休暇の原因	人数
骨髄移植のための骨髄液提供登録	0人
結婚休暇	0人
妊娠、出産後の健康診査	3人
6週間以内に出産予定	0人
出産	0人
1歳未満の子の授乳等	0人
出産の立ち会い	2人
未就学児の看護	3人
忌引	19人
夏期休暇	178人

育児休業及び部分休業

【概要】子を養育する職員の継続的な勤務を促進し、職員の福祉を増進するとともに、行政の円滑な運営に資することを目的とする制度

・育児休業利用状況

1人（生後3年に達しない子を養育している職員）

・部分休業利用状況

無（3歳に満たない子を養育している職員が復職した場合に取得できる・勤務しない時間給与減額）

介護休暇

【概要】職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母の負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護で、勤務しないことが相当と認められる場合で、その勤務しない時間につき給与減額をする制度

・取得状況 0件

病気休暇

【概要】職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合

・取得状況 60人

3 . 職員の分限処分及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分

分限処分制度の概要

地方公務員法第 2 8 条第 3 項の規定に基づき、職員の意に反する降任、免職、休職をさせることができる制度

分限処分の状況 休職 1 件

(2) 懲戒処分

懲戒処分の概要

地方公務員法第 2 9 条第 4 項の規定に基づき、戒告、減給、停職及び免職の処分をする制度

懲戒処分の状況 減給 2 件 免職 1 件

4 . 職員のサービスの状況

(1) サービス規律の概要

全体の奉仕者として、公共の利益のために勤務し、誠実かつ公正に職務に専念する規律

(2) サービス規律の確保のために

- ・ 地方公務員として相応しい接客等を行うために野木町職員接遇マニュアルの実施
- ・ 野木町人材育成基本方針の実施

5 . 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の実施状況

区 分	受講者数(人)
小山地区職員研修協議会研修	4 4
栃木県市町村職員研修協議会研修	1 1
その他	1 9 9

(2) 勤務成績の評定の実施状況

野木町人材育成基本方針の中の人事評価制度に基づき、平成 1 8 年度から実施しています。

6 . 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の健康の保持増進対策

- ・健康診断 一般健康診断・がん検診
- ・メンタルヘルス対策 カウンセリングの実施

(2) 労働安全衛生に関する事項

- ・野木町職員安全衛生管理委員会の設置

(3) 災害補償の実施状況

公務災害補償制度の概要

地方公務員法第 4 5 条第 1 項の規定に基づき、職員が公務により死亡、負傷若しくは疾病し、または障害状態になった場合において、補償する制度

認定件数 1 件

7 . 勤務条件に関する措置の要求の状況

係属事案はなく、平成 1 8 年度に新たな措置要求はなかった。

8 . 不利益処分に関する不服申し立ての状況

係属事案はなく、平成 1 8 年度に新たな不服申し立てはなかった。